

千葉県学校防犯カメラ等の管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市立学校に侵入して行われる犯罪の発生を抑制し、もって児童、生徒、教職員等の生命及び身体並びに財産の安全を確保するために千葉市教育委員会（以下「委員会」という。）が設置する防犯カメラ及びこれにより撮影された映像データの適正な管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 学校の敷地内への入口等を撮影することができる位置に委員会が設置した映像撮影装置（これにより撮影された映像を表示し、及び記録する装置を含む。）をいう。
- (2) 映像データ 防犯カメラにより撮影された映像（電磁的記録媒体に記録されたものを含む。）をいう。

(施行上の留意)

第3条 この要綱の施行に当たっては、基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラ及び映像データの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、防犯カメラが設置された学校の長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ及び映像データを適正に管理し、及び運用するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理責任者は、防犯カメラ及び映像データを取り扱う者（以下「取扱者」という。）を指名し、その者に対し個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定を遵守した取扱いを行うよう指導及び監督しなければならない。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第5条 管理責任者は、学校の敷地内への不審者等の侵入を抑止するため、学校の敷地外から見やすい位置に防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法により表示しなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラの映像表示装置及び映像記録装置を事務室等の室内（当該事務室等の外部から見通すことのできない位置に限る。）に設置しなければならない。

(取扱者)

第6条 取扱者は、防犯カメラが設置された学校の教頭の職にある者をもってこれに充てる。

2 取扱者は、防犯カメラ及び映像データについて、法の規定を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(防犯カメラの作動時間)

第7条 防犯カメラの作動時間は、終日とする。

(映像データの保存及び廃棄)

第8条 映像データは、防犯カメラの映像記録装置内のハードディスクに記録する。

2 映像データの保存期間は、記録された日から15日間とする。ただし、次に掲げる場合は、これを延長することができる。

(1) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

(2) その他管理責任者が特に必要と認めた場合

3 管理責任者は、前項の保存期間が経過した映像データについて、当該データのファイルを削除することにより、速やかに消去しなければならない。

4 映像記録装置の用途を廃止する場合には、第1項のハードディスクに記録された映像データの全てを削除し、再生できなくする措置を講じなければならない。

(禁止行為等)

第9条 管理責任者及び取扱者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 映像データを編集し、又は加工すること。

- (2) 映像データを複製すること。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 防犯カメラ及び映像データを管理責任者又は取扱者以外の者に取り扱わせること。ただし、これらの修理、保守その他の管理を管理責任者又は取扱者の立会いのもとで民間事業者等に行わせる場合にあっては、この限りでない。
- (4) 映像データを第5条第2項の規定により設置された事務室等以外の場所に持ち出すこと。ただし、前号ただし書に規定する場合に該当するときは、この限りでない。
- (5) 映像データをこの要綱の目的以外の目的で利用し、又は外部に提供すること。ただし、次のアからオまでに該当する場合は、この限りでない。

ア 映像データに映っている個人情報について、本人の同意があるとき。

イ 法令等の規定に定めがあるとき。

ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

エ 委員会内部で利用し、又は本市の他の執行機関に提供する場合であって、当該利用又は提供に相当の理由があると認められるとき。

オ 捜査機関による犯罪捜査その他国又は地方公共団体等が行う事務の遂行に当たり、当該映像データが必要不可欠であり、かつ、やむを得ない理由があると認められるとき。

2 管理責任者は、前項第2号から第5号までの規定（それぞれただし書の規定に限る。）により、それぞれ当該各号に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ千葉市学校防犯カメラ事前協議書（様式第1号）により教育委員会事務局と協議するとともに、当該行為を行ったときは、速やかに千葉市学校防犯カメラ事後報告書（様式第2号）により報告しなければならない。

3 前項の規定による協議は、緊急を要する場合にあっては、口頭により行うことができる。

(事務の所管)

第10条 この要綱において、教育委員会事務局において行うこととされる事務は、教育総務部学校施設課の所管とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

管理責任者

(学校名) 千葉市立 学校

(氏 名) 校長

千葉市学校防犯カメラ事前協議書

千葉市学校防犯カメラ等の管理及び運用に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により協議します。

区 分	<input type="checkbox"/> 映像データの複製 <input type="checkbox"/> 防犯カメラ及び映像データの民間事業者等への事務委託 <input type="checkbox"/> 映像データの所定の場所以外の場所への持ち出し <input type="checkbox"/> 映像データの目的外利用 <input type="checkbox"/> 映像データの外部への提供
協議内容 (理由及び概要)	

備考 要綱第 9 条第 1 項第 5 号の規定により捜査機関に映像データを提供する場合
にあつては、刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定に基づく捜査関係事項照会書
その他の書類の写しを添付すること。

様式第 2 号

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

管理責任者

(学校名) 千葉市立 学校

(氏 名) 校長

千葉市学校防犯カメラ事後報告書

千葉市学校防犯カメラ等の管理及び運用に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により報告します。

区 分	<input type="checkbox"/> 映像データの複製 <input type="checkbox"/> 防犯カメラ及び映像データの民間事業者等への事務委託 <input type="checkbox"/> 映像データの所定の場所以外の場所への持ち出し <input type="checkbox"/> 映像データの目的外利用 <input type="checkbox"/> 映像データの外部への提供
報告内容	